平成２１年（フ）第６３９号
愛知県岡崎市矢作町字中道65番地２　Ａ・Ｃｉｔｙ矢作橋513
債務者　大崎ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
愛知県豊田市大清水町大清水185番地６　シティハウスＡ・Ｉ205号
債務者　吉岡　和夫
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５４号
愛知県幡豆郡吉良町大字富好新田字中川並27番地　町営富好住宅27号
債務者　瀧田玉子こと　金　　玉子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
愛知県岡崎市牧御堂町字郷中104番地　スカイフィールド101
債務者　志賀芳彦こと　シガ　ヨシヒコ
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６５号
愛知県西尾市上町猿ケ坂１番地　県営上町住宅５棟407号室
債務者　メイコウ建築こと　榊原　明広
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第１１９号
岐阜県可児市今渡1938番地４
債務者　馬場　二郎
1　主文　当裁判所が平成21年９月18日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「岐阜県可児市今渡1939番地４」とあるを「岐阜県可児市今渡1938番地４」と更正する。
2　決定年月日　平成21年９月24日
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２９４号
北海道苫前郡羽幌町栄町186番地の７
破産者　有限会社喜多村観光開発
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条１項の申立を相当と認める。
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１４５号
兵庫県加古郡播磨町古宮371番地の７
破産者　松岡　　泰
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１７年（フ）第１０９２号
横浜市磯子区栗木１丁目２番７号
破産者　松本　裕之
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第４４８号
秋田市山王中園町９番33号
破産者　株式会社小野住設商事
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３２６号
新潟県柏崎市大字木沢418番地
破産者　小林　和夫
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第３２７号
新潟県柏崎市大字木沢418番地
破産者　小林　功子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第８９号
福岡県飯塚市伊岐須645番地１
破産者　有限会社大崎建設
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２０年（フ）第６７号
大分県杵築市大字杵築386番地の１
破産者　株式会社スカヤ
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成１８年（フ）第６６号
石川県金沢市有松５丁目８番25号
破産者　有限会社ブルーマーズ
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２２１０号
福岡市東区原田４丁目１番41号
破産者　ストアシステム株式会社
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１５８５号
福岡市東区貝塚団地４番808号
破産者　上西　朋美（旧姓廣瀬）
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１８年（フ）第８４５号
熊本県荒尾市荒尾745番地４レオパレスソレイユ205号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市白金町89番地２
破産者　高岡容子こと　崔　　文瓊
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部